

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 訓 令
○福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令 六二
- 告 示
○県営土地改良事業計画を定めた件三件 六二
- 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件二件 六三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 六三
- 急傾斜地崩壊危険区域として指定する件 六四
- 公 告
○公募型プロポーザル方式により契約の候補者を選定する件 六四
- 落札者を決定した件二件 六五
- 福島県選挙管理委員会
○漁業法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数を告示する件 六七

訓 令

福島県訓令第十九号

本庁機関
出先機関
福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十九年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

福島県農林水産業協同組合検査規程の一部を改正する訓令
福島県農林水産業協同組合検査規程（平成十三年福島県訓令第七号）の一部を次のよ

うに改正する。

第一条中「第三十六条第一項及び第二項」の下に、「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）第四十四条第一項及び第二項」を加える。

附 則

この訓令は、平成三十年一月一日から施行する。

（農業経済課）

告 示

福島県告示第八百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、越久地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（水利施設整備事業（基幹水利施設整備型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年十二月二十五日から

（二十二日間）

平成三十年一月十五日まで

三 縦覧の場所

須賀川市役所

（農村計画課）

福島県告示第八百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、岩根地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地防災事業（ため池等整備事業（用排水施設整備工事）））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

福島県知事 内堀雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年十二月二十五日から

（二十二日間）

平成三十年一月十五日まで

三 縦覧の場所
本宮市役所

(農村計画課)

福島県告示第八百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、永谷地区に係る県営農山村地域復興基盤総合整備事業(中山間地域総合整備事業(生産基盤型))を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十九年十二月二十五日から

平成三十年一月十五日まで (二十二日間)

三 縦覧の場所

田村市役所

(農村計画課)

福島県告示第八百十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

渡部源之助 渡部榮 長谷川政市 渡部利江

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十九年福島県告示第七百二十五号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

福島県告示第八百十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を西会津町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

塩分共有 塩分共有 福地源次 伊藤廣吉 渡部利男 渡部光雄 斎藤シマ 斎藤富雄 長谷川正恵 五十嵐栄吉 岩淵サン 三留定江 長谷川貞夫 西会津建設株式会社 青津義家 岩淵進一 岩淵民江 橋谷田マサ 二瓶浩一 荒海尚 渡部源之進 荒海兵作 斎藤利廣 佐藤平四郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更する予定であると農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった件(平成二十九年福島県告示第七百二号)によること。

3 当該告示の内容について異議があるときは、森林法第三十二条第一項の規定により、当該告示の日から三十日以内に意見書を福島県知事に提出することができること。

(森林保全課)

福島県告示第八百十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を只見町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十九年十二月二十二日

福島県知事 内堀 雅雄

一 所在の不明な者の氏名

吉津堅次 目黒衛 目黒國三郎 皆川初太郎 吉津安一 目黒恵一 吉津島次 一 村総持 目黒庄五郎

二 通知の内容の要旨

1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。

2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十九年農林水産省告示第千六百一十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第八百十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次のとおり指定する。

平成二十九年十二月二十二日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の名称

鳥屋居平

2 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第三条第一項の土地の区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から標柱十六号までを順次結んだ線及び標柱一六号と標柱一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

河沼郡柳津町大字牧沢

鳥屋居平

勝負平

一号

二号及び三号

四号

五号

六号

七号、八号、九号、十号及び十一号

十二号、十三号及び十四号

十五号

十六号

鳥屋居平

千六百六十七番

千六百一十一番

千八百番二

千七百九十七番

地番無し（道）

千七百九十番二

千六百七十六番一

千六百七十三番

千六百六十八番

（砂防課）

公 告

公告第259号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるプラント模擬設備設計・製作業務の委託について、公募型プロポーザル方式（提案書並びに委託に要する費用の見積書の提出及び見積内訳書を公募し、当該委託にふさわしい総合的に優れた業務委託候補者を選定するので、次のとおり公告する。

平成29年12月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 業務の概要

- (1) 名称 プラント模擬設備設計・製作業務
- (2) 目的及び概要 プラント模擬設備設計・製作業務委託公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）で定める各事項による。
- (3) 履行期限 平成30年9月28日

2 提出書類

提案書並びに委託に要する費用の見積書及び見積内訳書（以下「提案書等」という。）

3 提案書等を提出する者の資格

次に掲げる条件を全て満足している者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (3) 評価基準日（平成30年1月31日（6に示す提案書等の提出期限の日））に福島県建設工事等入札参加資格制限措置要綱（平成19年3月30日付け18財第6342号総務部長依命通達）に基づく入札参加資格制限中の者でないこと。
- (4) 過去10年以内に、国、都道府県、市町村、独立行政法人、国立大学法人若しくは地方独立行政法人（以下「公的機関」という。）からの発注により若しくは公的機

関が行うプロジェクトにおいて災害対応ロボットの実証実験に用いる設備を設計・製作した実績又は石油化学プラントの設備（仕様書に記載した設備と同様のものに限る。）を設計・製作した実績を有すること。

- (5) 常に連絡調整できるように、体制を整えておける者であること。
- (6) その他、福島県との協議に柔軟かつ真摯に対応できること。

4 募集要領等の配布期間、配布場所等

- (1) 配布期間は、平成29年12月22日（金）から平成30年1月15日（月）まで（土曜日、日曜日、平成29年12月29日、平成30年1月1日から同月3日まで及び同月8日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
- (2) 配布場所は、福島県商工労働部産業振興総室産業創出課ロボット産業推進室（福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎10階）とする。
なお、福島県ロボット産業推進室ホームページ（<http://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/32021f/>）からダウンロードして入手することができる。
- (3) 配布方法は、電子媒体（CD-ROM）により交付する。
- (4) 配布書類は、次のとおりとする。

- ア 募集要領
- イ 仕様書

5 参加資格の確認手続

- (1) 提出書類は、募集要領で定めるとおりとする。
- (2) 提出方法は、4の(2)で定める場所に郵送又は直接持参すること。
- (3) 提出期限は、平成30年1月15日（月）午後5時までとする。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。
- (4) 参加資格の適否について、参加資格申請があった者へ平成30年1月18日（木）までに文書により回答する。

6 提案書等の提出方法及び提出期限

提案書等を平成30年1月31日（水）午後5時までに4の(2)で定める場所に郵送又は直接持参すること。ただし、郵送による場合は、書留によるものとし、提出期限内必着とする。

7 審査

対面による審査を行う。ただし、応募者多数の場合には書面審査を行い、対面による審査の参加者を選定する。

8 その他

- (1) 詳細については、募集要領及びその添付書類による。
- (2) 問合せ先
福島県商工労働部産業振興総室産業創出課ロボット産業推進室
電話 024-521-8568
メール robot@pref.fukushima.lg.jp

9 Summary

- (1) Subject : Request for proposals about Planning and producing mock-up facilities for a plant
- (2) Time-limit of proposals : 5:00 p.m., 31 January 2018
- (3) Contact point for the notice : Robot Industry Promotion Unit, Business Creation Division Commerce, Industry & Labour Department, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan
TEL024-521-8568 Mail : robot@pref.fukushima.lg.jp

(産業創出課ロボット産業推進室)

公告第260号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道401号・（仮称）博士トンネル工事（工事番号第17-41340-0022号）の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
国道401号・（仮称）博士トンネル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号

- 3 落札者を決定した日
平成29年11月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
鹿島・滝谷・大和特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区二日町1番27号
- 5 落札金額
6,169,500,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年6月27日

(土木総務課)

公告第261号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける国道401号・(仮称)博士トンネル工事(工事番号第17-41340-0083号)の請負について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第12条及び福島県財務規則(昭和39年福島県規則第17号)第274条の11第1項の規定により公告する。

平成29年12月22日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る建設工事の名称及び数量
国道401号・(仮称)博士トンネル工事 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県土木部土木総室土木総務課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
平成29年11月2日
- 4 落札者の氏名及び住所
戸田・フジタ・会津土建特定建設工事共同企業体 宮城県仙台市青葉区一番町三丁目3番6号
- 5 落札金額
6,593,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成29年6月27日

(土木総務課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第九十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、平成二十九年十二月五日現在において、次のとおりである。

平成二十九年十二月二十二日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

選挙権を有する者の総数の三分の一の数 五百五